

みえ元気プラン

[案]

令和 4 (2022)年 9 月

三 重 県

《医療保健部抜粋版》

目次

第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦（医療保健部関係分）	
(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応	1
第3章 政策・施策（医療保健部主担当5施策）	
施策2－1 地域医療提供体制の確保	7
施策2－2 感染症対策の推進	11
施策2－3 介護の基盤整備と人材確保	13
施策2－4 健康づくりの推進	15
施策3－4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	17
参考資料（医療保健部関係分）	
・ 個別計画一覧	20
・ KPI 一覧	21

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

現状

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況および医療提供体制等の確保

- ・令和2(2020)年1月に県内で初めての感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症との闘いは3年に迫る長期戦となっています。
この間、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の皆さん、社会機能の維持のために取り組んでいただいている皆さんのご尽力や、感染拡大防止対策への県民、事業者の皆さんのご協力により、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所が市町や関係機関等と連携して対策に取り組み、感染の波を幾度も乗り越えてきたところですが、新型コロナウイルスも変異を繰り返しており、県内では令和4(2022)年7月末時点で累計12万人を超える感染が確認されました。
- ・令和4(2022)年1月以降の第6波においては、令和3(2021)年10月に公表した「みえコロナガード(Mie Covid-19 Guard)」に基づき、早期の対策に取り組んできました。
また、同年6月下旬以降の第7波においては、8月に「BA.5 対策強化宣言」を発出するなど、感染防止対策を再徹底しました。

みえコロナガード
Mie Covid-19 Guard

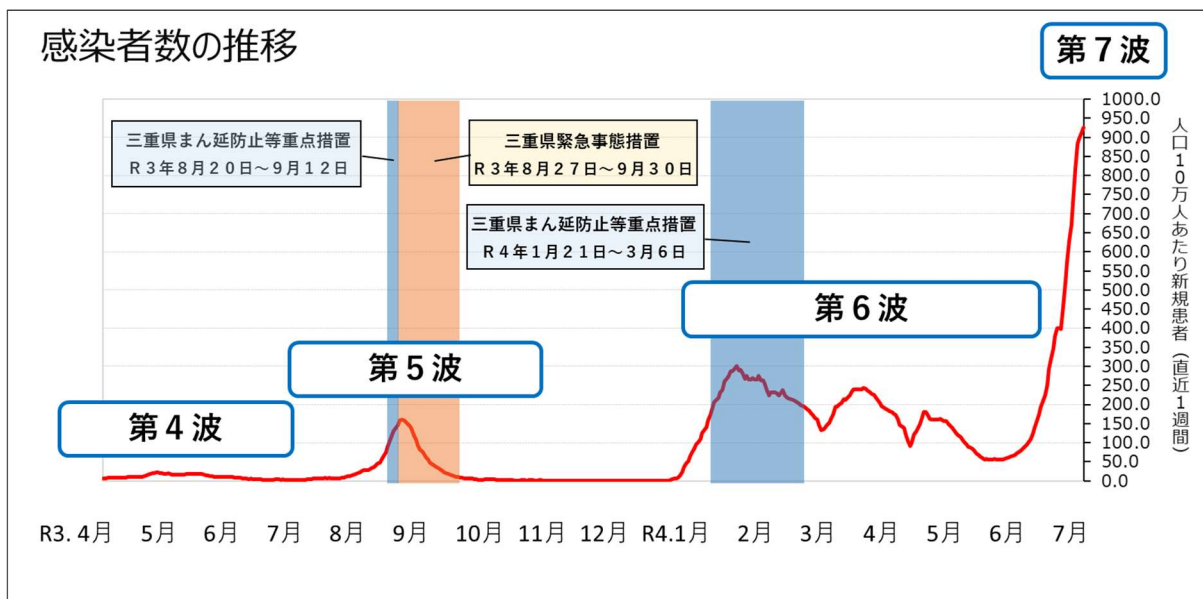
今後の新型コロナウイルス感染症に対する**4つの柱**

- ① 感染拡大防止アラート等の設定**
 - ・感染拡大に迅速に対応するための基準と方針を設定
- ② 検査体制の整備**
 - ・民間検査機関の活用等による保健所の検査体制の強化
 - ・無料PCR検査の推進、抗原定性検査キットの活用促進 など
- ③ ワクチン接種体制の整備**
 - ・2回目接種の完了に向け、若年層を含めた円滑なワクチン接種の推進
 - ・3回目接種に向けた的確な対応 など
- ④ 医療提供体制の整備**
 - ・感染拡大時における療養体制の方針設定
 - ・新たな宿泊療養施設・臨時応急処置施設の確保 など

- ・ワクチン接種や経口治療薬の投与体制の整備は進んでいるものの依然として新型コロナウイルス感染症が県民の生命や健康に与えるリスクは大きく、刻々と状況が変化する感染症に的確に対応していく必要があります。
これまで本県においては、積極的疫学調査・健康観察を実施する保健所の体制を強化するとともに、感染の早期発見や感染拡大防止のための検査体制の充実、入院を必要とする患者を受け入れる病床の確保、軽症者等が療養するための宿泊療養施設の確保、発症予防や重症化予防に効果のあるワクチン接種の促進などに取り組んできました。

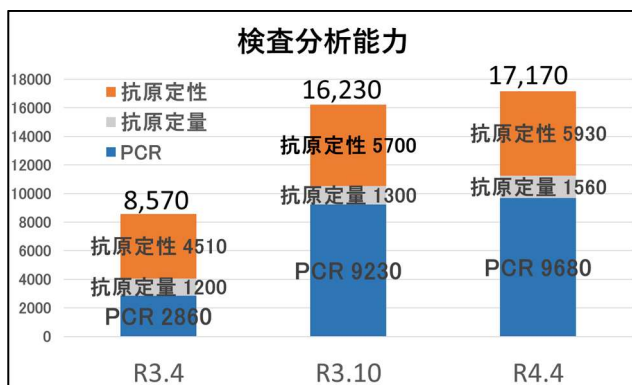
◎新規感染者数推移→**R4(2022)年度7月末時点 累計 125,762 人**

(R1(2019)年度:11 人、R2(2020)年度:2,742 人、R3(2021)年度:52,842 人、
R4(2022)年度7月末時点:70,167 人)



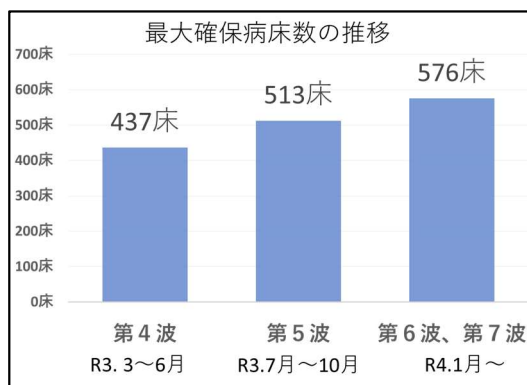
◎検査体制

→1日あたり**最大 17,170 件/日**



◎療養病床

→感染状況に応じ**最大 576 床確保**



⇒これまで、新規感染者数の増加に合わせて、必要となる検査体制や医療提供体制(受入病床、宿泊療養施設など)を確保。加えて、積極的疫学調査、患者の健康観察などを行う保健所の体制を整備。

2 新型コロナウイルス感染症が社会・経済活動へ与えた影響とその対応

・感染防止対策に取り組む必要性から県民の行動も変容しており、社会・経済活動にも大きな影響が出ています。外出・移動自粛、生活様式の変化を受け、県内産業においても依然として多くの事業者が厳しい状況に置かれています。

このため、本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する支援や時短要請協力金の実施に加えて、社会経済動向、消費者ニーズや生活様式の変化を的確にとらえた新たな事業展開や価値創出に取り組む事業者の支援を進めてきました。

また、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている観光産業の早期回復を支援するため、観光需要喚起のための誘客促進に取り組むとともに、支援金の支給や第三者認証制度による県内観光事業者への直接的な支援に取り組んできました。

◎ 県内企業の業績への影響

▶ 企業の売上状況（DI）は、「減少」がコロナ前と比較して増加

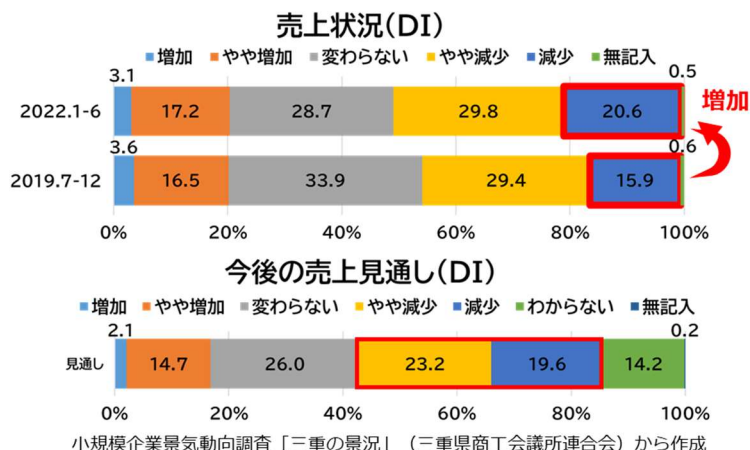
- ・最新調査（2022年1-6月期） **20.6%**
- ・コロナ前（2019年7-12月期） **15.9%**

▶ 今後の売上見通し（DI）も減少傾向

減少 **19.6%**

やや減少 **23.2%**

【参考】 増加2.1%、やや増加14.7%



⇒新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の変化、県民の行動変容をふまえ、県内経済を支える中小企業・小規模事業者や飲食店、県内観光事業者を対象とした経済再生・活性化につながる支援策を実施。

課題

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、刻々と変化する状況に的確に対応していく必要があります。
- ・国が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や最新のエビデンス等をふまえマスク着用などの基本的な感染対策の考え方を状況に応じて整理する必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、厳しい状況に直面している地域経済の再生・活性化に向けた取組を継続していく必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした社会変容をふまえ、感染防止と教育活動の両立、生活困窮者への支援、情報が届きにくい外国人住民への情報発信・啓発活動などに取り組む必要があります。
- ・近年、新たな感染症が繰り返し発生しており、新型コロナウイルス感染症の収束後も、引き続き新たな感染症に備えていくことが必要です。

➡ これまでの新型コロナウイルス感染症対策で得た経験を関係機関・団体等と共有・継承し、新たな変異株や新たな感染症に備えていくことが肝要。

取組方向

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え

① 新型コロナウイルス感染症対策

専門家の意見をふまえた感染症対策の取組

- ・刻々と状況が変化する新型コロナウイルス感染症に的確に対応していくため、医療機関や自治体等の関係者で構成する「三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」において、適宜、国の動向や最新のエビデンス等をふまえ、県におけるサーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制等を検討のうえ、地域の実情に応じて先を見据えた感染症対策に取り組んでいきます。

感染症対策と教育活動の継続

- ・県立学校においては、国の対応状況をふまえ、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等に基づき、必要な感染症対策を行い、教育活動を継続できるよう取り組みます。また、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、実技・体験学習や修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などが円滑に実施できるよう取り組みます。

外国人住民への対応

- ・県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等において多言語での情報提供を充実するほか、多文化共生に関わる市民団体の知見やネットワークを活用し、チラシや動画、SNS等による啓発を強化します。また、みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)において、適切な情報提供・相談対応を行うため、保健所をはじめとする関係機関等との連携を強化します。

② 新たな感染症への備え

- ・新型コロナウイルス感染症対策で得たさまざまな教訓・経験をふまえ、医療機関間の適切な役割分担や関係機関との連携体制を維持し、新たな感染症の発生に備えた医療提供体制や検査体制等を整備していきます。

併せて、県民の皆さんが正しい知識に基づいて適切に行動できるよう、正確な情報を的確に発信するとともに、感染拡大や重症化リスクの高い入所施設の従事者に対する研修会の実施等を通じて、感染予防・感染拡大防止を図っていきます。

また、教育活動が継続できるよう必要な感染症対策に取り組むとともに、情報が届きにくい外国人住民をサポートできるよう各主体間のネットワークづくりを促進します。

2 社会・経済活動への影響への対応

① 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動への影響への対応

事業者に寄り添った支援

・新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響を見極め、「事業継続と雇用の維持・確保」、「経済活動の回復」、「社会・経済情勢の変化に伴う対応」の3つの視点に基づき、県内事業者への支援策を実施していきます。併せて、これまでの取組の中で明らかになった課題をふまえ、事業者にとって、よりわかりやすく・利用しやすく・効果的な制度を構築していきます。

事業継続と雇用の維持・確保

本県の経済への影響を最小限にするため
事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援を実施

- 売上が落ち込んだ事業者への支援
- 中小企業融資制度を活用した資金繰り支援
- 「雇用シェア」の普及・拡大

経済活動の回復

本県の経済が早期に回復していけるよう、感染防止対策と
両立した社会経済活動に対する支援を実施

- 感染防止対策の取組に対する支援
- あんしんみえリア（第三者認証制度）の活用
- 旅行需要の喚起
- 県産品の販路拡大

社会・経済情勢の変化に伴う対応

社会経済動向や生活様式の変化を的確に捉えて
積極的に事業を展開しようとする事業者を支援

- アフターコロナを見据えた生産性向上・業態転換の取組に対する支援
- テレワークの導入促進
- オンラインも活用した商談機会の創出

生活相談に係る支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、「三重県生活相談支援センター」の体制を強化し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援（住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の申請援助、食料支援等）や増加する外国人からの相談対応等に取り組みます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により自殺リスクが高まっている状況もふまえた相談体制の確保等に取り組みます。

② 新たな感染症による社会・経済活動への影響への対応

- ・新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の変化が生じた過去の経験をふまえ、新たな感染症に直面した際の備えを進めます。また、次なる感染症に備え、中小企業・小規模企業などにおけるBCP策定支援といった事業継続に向けた対応を強化します。

施策2-1 地域医療提供体制の確保

施策の目標

(めざす姿)

患者の状態に応じた質の高い効率的・効果的な医療が提供されるよう、県民の皆さんと将来あるべき医療提供体制についての共通理解が進み、医療機能の分化・連携、医療従事者の確保、がん・循環器病対策、救急医療など、地域の医療提供体制が充実しています。

(課題の概要)

中長期的な高齢化の進展により、医療需要が増加するとともに、肺炎や脳血管疾患、骨折など高齢者に多くみられる疾病が増加するなど、疾病構造の変化が進んでおり、これらの医療を巡る状況の変化に対応した医療提供体制を構築する必要があります。

医師数は着実に増えていますが、依然として不足している状況にあり、偏在も解消には至っていない状況です。また、看護職員についても、就業者数は年々増加の傾向にあるものの、依然として不足する状況にあり、領域別の偏在もみられます。

現状と課題

- 令和7(2025)年には「団塊の世代」が全て75歳以上となり、医療需要や疾病構造が変化しつつあります。そのため、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築していく必要があります。
- これまでの医師確保対策の取組により、医師数は着実に増えていますが、依然として不足している状況にあり、地域偏在等の課題もあります。新たな感染症の出現状況や働き方改革等の環境の変化をふまえた医師の確保に取り組む必要があります。
- 看護職員については、就業者数は年々増加の傾向にありますが、令和7(2025)年の需給推計では依然として不足している状況にあり、領域別偏在も見込まれています。引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、在宅医療等不足する領域の看護職員の確保を図る必要があります。
- 薬局については、在宅医療や健康支援等の拠点としての機能強化が求められていることから、それらを担う薬剤師の確保・育成を図る必要があります。また、薬剤師については、地域や職域で偏在があることから、これらの解消を図る必要があります。
- がん・循環器病(脳卒中、急性心筋梗塞等)は県内における死亡原因の約5割を占め、県民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾病となっています。そのため、さまざまな主体が連携・協力して、総合的ながん・循環器病対策を推進していく必要があります。
- 高齢化の進展に伴い救急搬送件数は増加しており、重症者の割合も増加しています。そのため、搬送時間の短縮や受入体制の強化など救急医療体制をより充実・強化していく必要があります。また、医療の質を確保するという観点から、医療安全対策の重要性が高まっており、引き続き医療機関の安全管理体制を強化する必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院において、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、財政運営に係る事務を確実にを行い、円滑な事業運営に努めています。将来にわたり持続可能な制度となるよう、引き続き市町とともに保険財政の安定化や保険料水準の平準化、医療費適正化を図っていく必要があります。また、子ども・一人親家庭等・障がい者が安心して必要な医療を受けられるよう、経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 地域医療構想の実現

今般の新型コロナウイルス感染症への対応もふまえた上で、「三重県地域医療構想」に基づく、将来の医療需要を見据えた医療機関の機能分化・連携の推進、在宅医療等の充実を図ります。

■ 基本事業2： 医療分野の人材確保

「三重県医師確保計画」に基づき、短期的に効果が得られる施策と医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を組み合わせながら、働き方改革等の環境の変化もふまえつつ、医師確保対策を総合的に進めることにより、医師の総数の確保や偏在の解消に取り組めます。

看護職員の確保に向け、総数の確保対策や職員の資質向上に取り組むとともに、高度急性期から在宅医療、介護・福祉分野などの領域別偏在の解消に取り組めます。また、勤務環境の改善を推進し、定着の促進に取り組めます。

薬局機能を強化するため、薬剤師の確保・育成に取り組めます。また、薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消に取り組めます。

■ 基本事業3： がん対策の推進

「三重県がん対策推進計画」に基づき、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診・精密検査の受診率向上など、がん予防・がんの早期発見に注力するとともに、患者それぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられる体制の充実に取り組めます。

■ 基本事業4： 循環器病対策の推進

「三重県循環器病対策推進計画」に基づき、脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善の促進など、循環器病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、患者に対する保健、医療および福祉に係る切れ目のないサービス提供体制の整備に取り組めます。

■ 基本事業5： 救急医療等の確保

救急車の適正利用など適切な受診行動の啓発、二次救急医療機関、救命救急センター、周産期母子医療センターの運営やドクターヘリの運航等の支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組めます。

■ 基本事業6： 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

こころの医療センターにおいては政策的医療や専門的医療の提供のほか地域生活支援など県内の精神科医療の中核病院としての取組を、一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成の取組を、志摩病院においては指定管理者と連携して地域の中核病院としての取組を進め、それぞれの県立病院に求められる役割を果たします。また、公立病院経営強化プランとしても位置付ける次期中期経営計画を策定し、これに基づき病院事業を運営します。

■ 基本事業7： 適正な医療保険制度の確保

国民健康保険事業を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき保険財政の安定化や各市町が担う事務の効率化・標準化に取り組むとともに、医療費の適正化が図られるよう、各市町の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

また、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者に係る医療費助成事業を引き続き支援します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
病院勤務医師数	2,781.2人	2,884.7人	県内の病院で勤務する医師数 (常勤換算)
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	67.4%	71.4%	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)	市町が実施する乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	262.5人 (2年)	246.1人 (7年)	がんによる死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数
循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく年齢調整後)	219.9人 (2年)	187.7人 (7年)	循環器病(脳卒中、急性心筋梗塞等)による死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数
救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合	51.6% (2年)	47.6% (7年)	救急搬送患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者の割合
県立病院患者満足度	91.3%	95.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合

施策2-2 感染症対策の推進

施策の目標

(めざす姿)

県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染防止に係る普及啓発や、感染症の発生動向などの情報発信が的確に行われています。

また、感染症の発生時には感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や検査が実施できる体制が整備されています。

(課題の概要)

新たな感染症がひとたび発生すると、人や物の動きによって短期間で広範囲に感染が広がり、社会に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新たな感染症への備えが求められています。

現状と課題

- 感染症の発生時にその拡大を防止するためには、県民一人ひとりが正しい知識に基づいて、適切に行動することが重要です。そのため、感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症の発生動向に係る情報の的確な発信が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生に備え、関係機関と連携し、平時から医療提供体制の整備や役割分担の明確化に取り組む必要があります。また、日頃の感染予防対策や感染症発生時の拡大防止に対応できる人材の育成が必要です。
- HIVや性感染症、肝炎を早期発見・早期治療することは本人の治療のためだけでなく、感染の拡大を防ぐためにも重要です。そのため、検査が必要な人が適切な時期に検査を受けることができるよう、無料検査を実施するとともに、受検方法等について広く啓発する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 感染予防のための普及啓発の推進**

感染症の発生時に、県民の皆さんが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民の皆さんへの的確な情報発信に取り組みます。

■ **基本事業2： 感染症危機管理体制の整備**

新型インフルエンザや新たな感染症等、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関や消防、警察、行政機関等の地域の関係機関で構成される感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、関係機関と連携しながら、感染拡大のフェーズに応じた体制整備や役割分担の明確化に取り組みます。また、事業所や施設等における感染予防対策や感染症発生時の拡大防止において中心的な役割を果たす人材を育成するための研修を実施します。

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策については、三重県の地理的特性から人的交流が深い中部圏や近畿圏の自治体等と連携を図り、感染拡大防止対策に取り組みます。

■ **基本事業3： 感染症対応のための相談・検査の推進**

HIV、梅毒、肝炎に対し、無料検査を実施するとともに、検査の必要な人が適切な時期に検査を受検できるよう、啓発を行います。また、保健所等での相談体制の強化を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
感染症の集団発生が抑止できた割合	100%	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三、四、五類感染症(五類感染症については、全数報告が必要なもの(風しん、麻しん等)に限る。)の集団発生が抑止できた割合
感染予防対策研修会への参加施設数	298 施設	600 施設	感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高い入所施設等の感染予防対策研修会への参加施設数
新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保	100%	100%	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査需要(見込み数)に対して必要な検査体制を確保できた割合

施策2-3 介護の基盤整備と人材確保

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

(課題の概要)

本県の総人口の約5人に1人が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

介護職員数は増加傾向にありますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、厚生労働省の推計によると、本県の介護職員は令和7(2025)年度に3千人以上不足することが見込まれています。

現状と課題

- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(三重県介護保険事業支援計画・三重県高齢者福祉計画)」に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。
- 特別養護老人ホーム等の整備を市町と連携して進めるとともに、より必要性の高い方が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム入所基準策定指針を定めています。今後、施設サービスを必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれることから、施設整備を着実に推進していくとともに、各施設において入所基準に沿った適切な入所決定が行われる必要があります。
- これまでの確保対策により、介護職員数は増加していますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、介護サービスを担う人材の不足は依然として解消していません。引き続き、市町や関係団体と連携し、総合的な確保対策に取り組む必要があります。
- 令和2(2020)年には約9万1千人と推計されている県内の認知症高齢者数は、令和7(2025)年には10万人を超えると見込まれています。若年性認知症も含め、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する社会の理解を深め、早期発見や適切な対応が行われるよう取り組む必要があります。
- 一人暮らしの高齢者が増加し、同居家族が担ってきた生活支援や地域とのつながり等を維持するための場がより一層求められています。孤独・孤立防止や認知症予防につなげることのできる活動を支援するとともに、日常生活支援の充実を図る必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 介護施設サービスの充実**

施設サービスの必要性が高い高齢者が円滑に介護施設等に入所できるよう、市町と連携し、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めるとともに、特別養護老人ホームにおける入所基準の適正な運用に取り組めます。

■ **基本事業2： 介護人材の確保**

介護人材の確保のため、介護未経験者や高齢者、外国人を含む多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組めます。また、「介護助手」の普及、介護職員の負担軽減につながる介護ロボットや、介護記録から報酬請求業務までの一連の業務の効率化につながるICT機器の導入促進などに取り組めます。

■ **基本事業3： 認知症になっても希望を持てる社会づくり**

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、それぞれの地域で本人と家族を支えるため、認知症サポーターや認知症の人によるチームオレンジ等の支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を図り、認知症の予防や診断後の支援等に取り組むなど、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症の人本人に寄り添った施策を推進します。

■ **基本事業4： 介護予防・生活支援サービスの充実**

高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って安心して生活できるよう、関係機関・団体、市町等と連携し、高齢者の介護予防・重度化防止や自立した日常生活の支援等に取り組めます。

■ **基本事業5： 在宅医療・介護連携の推進**

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医療の充実に取り組むとともに、市町が在宅医療・介護連携について主体的に課題解決を図ることができるよう支援します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	178人	120人	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数(入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数)
県内の介護職員数	32,285人 (2年度)	37,709人 (7年度)	介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数(厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数)
チームオレンジ整備市町数	4市町	29市町	認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数

施策2-4 健康づくりの推進

施策の目標

(めざす姿)

生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営^(※)が促進される社会環境づくりが進んでいます。また、県民の皆さんが難病にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

(課題の概要)

県民の平均寿命の延伸が見込まれる中、生活習慣の改善や全身の健康につながる歯科保健対策の推進など、健康寿命のさらなる延伸に向けた取組が求められています。

現状と課題

- 「人生 100 年時代」を迎え、平均寿命と健康寿命がともに延伸していく中、その差を小さくし、いつまでも健康に過ごせることが重要です。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に人びとの意識が変化し、健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、新しい生活様式にも対応した健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- 健康無関心層を含む全ての県民の皆さんによる主体的な健康づくりや、県民の多くが一日の大半を過ごす職場での健康づくりの推進に取り組んでいます。また、自覚症状が現れにくく、放置するとさまざまな合併症を引き起こすおそれのある糖尿病について、発症予防や重症化予防に向けての取組を進めています。企業、関係機関・団体、市町と連携し、引き続き、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図る必要があります。
- 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで、また障がいのある人等に対し、ライフステージに応じた対策を総合的に推進しています。全身の健康につながる歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、引き続き、多様化するニーズに応じた歯科保健対策を講じていく必要があります。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組んでいます。難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、拠点病院、協力病院等が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の充実に取り組む必要があります。

※「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

取組方向

■ **基本事業1： 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進**

健康寿命の延伸に向けて、生活習慣の改善を図るとともに、合併症により自立した日常生活が制限されるおそれのある糖尿病等の生活習慣病について、発症や重症化を予防するための取組を推進します。また、積極的に新しい考え方を取り入れ、データやデジタル技術を活用しながら、県民の皆さんが主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を促進するなど、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で健康づくりに取り組みます。

■ **基本事業2： 歯科保健対策の推進**

全身の健康につながる歯と口腔の健康保持のため、年代や状態に応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組めます。特に、むし歯予防に効果的な幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口の実施に取り組むとともに、がんや糖尿病等の治療における医科歯科連携や地域口腔ケアステーションを拠点とした在宅歯科保健医療を推進します。

■ **基本事業3： 難病対策の推進**

難病指定医および指定医療機関の確保により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、地域の医療機関等の連携による医療提供体制の充実に取り組みます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
健康寿命	男性 78.8 歳 女性 81.2 歳 (2年)	男性 79.5 歳 女性 81.4 歳 (7年)	県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して健康的な日常生活を送ることができる期間
三重とわか健康マイレージ事業への参加者数	5,240人	10,000人	県と市町で推進する三重とわか健康マイレージ事業に参加し、健康づくりに取り組む人の年度ごとの数
永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合	67.9%	76.7%	永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合

施策3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

施策の目標

(めざす姿)

安全で安心な食品が供給されるよう、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程における監視指導等、関係者の意識の向上の取組、積極的な情報発信等が行われています。

医薬品等を安心して使用できるよう、その品質が高い水準で維持されているとともに、必要な量が安定して供給されています。また、若年層の献血が進むことで、血液製剤が将来にわたり安定して供給されています。

人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現するよう、ペットに関する防災対策をはじめ、動物愛護管理に係る取組が、さまざまな主体との連携により進められています。

(課題の概要)

県民の食の安全・安心への関心が高まり、これまで以上に食の安全・安心を確保することが求められています。

医療制度や国際的な製造管理に係る動向の変化により、医薬品製造業者等には、これまで以上に高い水準の品質確保が求められています。また、少子高齢化が進む中、長期保存ができない血液製剤を安定的に供給する必要があります。

犬・猫の殺処分ゼロに向けた取組が着実に進展する中、災害発生時等の危機管理対応や地域における動物に起因する問題についての理解は十分とは言えない状況です。

現状と課題

- 食品関連事業者におけるコンプライアンス意識の醸成等に取り組んでいますが、県民の食の安全・安心への関心の高まりをふまえると、さらなる意識の醸成の取組や、消費者自らが判断・選択できるよう正しい知識や情報を入手できる環境は必ずしも十分とはいえない状況です。引き続き、食品等事業者や生産者の意識の向上を図るとともに、消費者が食品等事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進する必要があります。
- 食品等事業者に対して監視指導、収去検査および食品表示の適合性の確認等を実施しています。食品等事業者は一定の衛生基準を満たして営業許可等を取得しているところですが、法改正に伴い食の安全を一層確保していくため、これまで行ってきた一般衛生管理に加え、全ての食品等事業者が自ら HACCP に沿った重要工程管理等を行うことが制度化されました。これにより食品等事業者は、食品ごとの特性や、各施設の状況等をふまえた上で衛生管理計画を策定する必要がありますが、事業者自らの取組だけで適切な運用を図ることは難しいため、その取組を支援していく必要があります。
- 生活衛生営業施設に対して監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っていますが、生活衛生営業施設における健康被害の発生を防止するためには、継続的に各施設における適正な衛生管理を確認するとともに、自主的な衛生管理を促進する必要があります。
- 医薬品製造業者等への監視指導や、医薬品等の適正使用の啓発を行っています。引き続き、医薬品製造業者等における品質確保と安定した供給体制の確保を進める取組が必要です。また、少子高齢化が進む中、将来にわたり安定して血液製剤を確保するには、献血の促進が必要ですが、特に若年層の献血率が低い状況です。さらに、白血病をはじめとする疾病患者の治療に不可欠な骨髄ドナーの登録数も減少傾向にあります。

- 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、殺処分ゼロに向けた取組や、ペットの防災対策等の危機管理対応の取組、地域における動物に起因する問題解決にあたるボランティア等の人材育成の取組などを行っています。殺処分ゼロに向けた取組については着実に成果が出ている一方、東日本大震災等過去の災害では、飼い主とはぐれたペットの放浪、避難所での飼い主と避難者の間のトラブルの発生等が問題となっていました。このことから、人と動物が安全に避難するため、飼い主責任によるペットとの同行避難が推奨されていますが、未だ認知度は低く、大規模災害の発生に備え、早急に対策を進める必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組む中、薬物事犯全体の検挙件数は横ばいとなっています。しかし、ここ数年、大麻事犯検挙者数は若年層を中心に増加しており、インターネット上で「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫するとともに、覚醒剤事犯の再犯率も増加していることから、若年層に対する正しい知識の普及や再乱用の防止など、薬物乱用防止対策を総合的に進める必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導、収去検査および食品表示の適合性の確認等を計画的に実施するとともに、HACCPに沿った食品等事業者による衛生管理を促進するため個々の事業者の規模や取扱い食品に応じた指導・助言を行います。

また、食品関連事業者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する正しい知識や情報について、積極的な発信等を行い、消費者との相互理解の醸成・充実に取り組めます。

さらに、生活衛生営業施設に対し、監視指導をとおして施設における適正な衛生管理を継続して確認していくとともに、講習会等の実施により事業者の自主的な取組の促進を図っていきます。

■ 基本事業2： 医薬品等の安全な製造・供給の確保

医薬品製造業者等への監視指導を行い、安全・安心な医薬品等の製造・供給が行われるよう取り組むとともに、県民の皆さんへ医薬品等の適正使用の啓発を行います。また、献血について、高校生等を対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進等、特に若年層の献血者の確保に取り組むとともに、骨髄バンクのドナー登録者の確保のため、献血やイベント開催時等におけるドナー登録会の開催等、登録機会の充実に図ります。

■ 基本事業3： 人と動物の共生環境づくり

「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を動物愛護管理の拠点として、市町や県獣医師会などの関係団体、地域ボランティア等と連携し、動物の適正飼養を推進します。特に、大規模災害発生時に、人と動物が安全に避難し、避難所におけるトラブルの発生を防止するため、飼い主や避難所運営の主体となる自治会関係者等に対して啓発を行い、同行避難を含めたペットの防災対策の普及を図ります。

■ 基本事業4： 薬物乱用防止対策の推進

さまざまな関係者と連携し、学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発活動を行います。また、警察等関係機関と連携した取締り対策や、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした再乱用防止対策等、総合的な対策を実施し、薬物乱用のない社会環境づくりを進めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
HACCP に沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	100%	100%	監視等を実施した施設のうち、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを確認した施設(不適切であったが指導等により改善したものを含む)の割合
県内で献血を行った10代の人数	1,839人	2,400人	将来にわたり安定的な血液製剤の供給に寄与する10代の県内献血者数
ペットに関する防災対策を行っている人の割合	44.9%	64.0%	飼い主に対するアンケート調査において、ペットに関する防災対策として、同行避難に向けたしつけ、餌の備蓄、所有者明示等を行っている人と回答した割合
薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数	135校	160校	講習会等により、薬物乱用防止に関する意識の向上を図った県内小学校の数

個別計画一覧

「関連する個別計画」は、法定計画や条例に基づき議決を経て策定された計画、「みえ元気プラン」に記載されている計画等を施策、行政運営の取組ごとに記載しています。

施 策	関連する個別計画		
	計画の名称	計画期間	計画の 主担当部
2-1 地域医療提供体制の確保	三重県医療計画(第7次)	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県医師確保計画	令和2年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県がん対策推進計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県循環器病対策推進計画	令和4年4月～令和6年3月	医療保健部
	県立病院改革の基本方針	平成22年3月～	医療保健部
	第三期三重県医療費適正化計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重県国民健康保険運営方針	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
2-2 感染症対策の推進	三重県新型インフルエンザ等対策行動計画	平成25年11月～	医療保健部
	三重県感染症予防計画	平成11年11月～ (令和2年12月一部改訂)	医療保健部
2-3 介護の基盤整備と人材確保	第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次高齢者福祉計画(みえ高齢者元気・かがやきプラン)	令和3年4月～令和6年3月	医療保健部
2-4 健康づくりの推進	三重県医療計画(第7次)	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
	三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」	平成25年4月～令和5年3月 (令和6年3月まで延長)	医療保健部
	第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画	平成30年4月～令和5年3月 (令和6年3月まで延長)	医療保健部
	第三期三重県医療費適正化計画	平成30年4月～令和6年3月	医療保健部
3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	第3次三重県動物愛護管理推進計画	令和3年4月～令和13年3月	医療保健部
	三重県食の安全・安心確保基本方針	平成15年1月～	農林水産部
	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画	令和2年4月～令和12年3月	農林水産部

施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
2-1	病院勤務医師数	県内の病院で勤務する医師数（常勤換算）	医師確保については、病院勤務医が全国平均より少ないため、これまで医師修学資金貸与制度などの県内の病院勤務医を確保する対策を中心に実施してきたことから選定しました。	三重県医師確保計画に基づき、医療施設の医師数を毎年度33人増加させることとし、うち県内病院で勤務する医師数20.7人の増加をめざして設定しました。（常勤換算値）	2,781.2人	2,884.7人
2-1	看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合	県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合	県内看護師等学校養成所における県内に看護職員として就業した者の割合を向上させることが、新たな看護職員の人材確保に重要であることから選定しました。	三重県内看護師等学校養成所卒業生就業調査に基づき、定員に対する県内就業率を算出し、過去に最も高かった就業率まで増加させることをめざして設定しました。	67.4%	71.4%
2-1	がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）	市町が実施する乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率	乳がん検診、子宮頸がん検診および大腸がん検診は、がんの中でも高い検診効果が期待され、がん検診受診率の向上が県民の生命、健康を守る上で有効であることから選定しました。	市町が実施するがん検診や職域でのがん検診、人間ドック等の健診など、何らかのがん検診を受診する人の割合の目標を60%とした上で、全体のがん検診に占める「市町が実施するがん検診」の推計比率を勘案した受診率を目標値として設定しました。	乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)
2-1	がんによる10万人あたりの死亡者数（平成27年モデル人口に基づく年齢調整後）	がんによる死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数	県民の生命や健康を守るため、県民の死亡原因の1位であり約27%を占めるがんによる死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。	過去10年間のがんによる10万人あたりの死亡者数（年齢調整後）の平均減少率（1.28%）を維持しながら死亡者数が減少することをめざして設定しました。	262.5人 (2年)	246.1人 (7年)
2-1	循環器病による10万人あたりの死亡者数（平成27年モデル人口に基づく年齢調整後）	循環器病（脳卒中、急性心筋梗塞等）による死亡状況について、年齢構成を調整した人口10万人あたりの県の死亡者数	県民の生命や健康を守るため、県民の死亡原因の2位であり約23%を占める循環器病による死亡者数を減少させる必要があることから選定しました。	過去10年間の循環器病による10万人あたりの死亡者数（年齢調整後）の平均減少率（3.12%）を維持しながら死亡者数が減少することをめざして設定しました。	219.9人 (2年)	187.7人 (7年)

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
2-1	救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合	救急搬送患者のうち、診療の結果として帰宅可能な軽症者の割合	県民の生命や健康を守るためには、救急搬送患者に占める軽症者割合を低減し、早期に医療介入が必要な患者を優先的に搬送する必要があります。そのため選定しました。	第7次三重県医療計画の目標値50%以下の達成を令和5年度に設定し、令和2年度からの減少率を基に令和8年度まで減少させることをめざして設定しました。	51.6% (2年)	47.6% (7年)
2-1	県立病院患者満足度	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「診療に満足していますか」との設問に対する肯定的な回答の割合	地域医療提供体制の確保に向け、県立病院がその役割に応じて、良質な満足度の高い医療サービスを提供することから選定しました。	県立病院を利用される患者がより一層満足されるよう、「三重県病院事業中期経営計画」で目標としていた患者満足度(95%)を令和4年度に達成することをめざして設定しました。	91.3%	95.0%
2-2	感染症の集団発生が抑止できた割合	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三、四、五類感染症(五類感染症については、全数報告が必要なもの(風しん、麻しん等)に限る。)の集団発生が抑止できた割合	感染症を早期に探知し、適切な対策を講じること、拡大させないことが重要であることから選定しました。	感染症の拡大による医療や県民生活への影響を最小限に抑えるためには、継続して集団発生の抑止に取り組むことが必要であることから、100%を維持することとしました。	100%	100%
2-2	感染予防対策研修会への参加施設数	感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高い入所施設等の感染予防対策研修会への参加施設数	感染症の発生および拡大を防止するためには、関係者が正しい知識に基づいて適切に行動することが重要であり、特に予防行動がとりにくい障がい者入所施設や重症化リスクが高い高齢者入所施設等で、継続して知識を習得し感染予防対策につなげるため選定しました。	研修会参加後、自施設に感染予防対策を還元するためには、知識を継続的・反復的に習得することが重要であるため、参加施設数を現状の倍以上とすることをめざして設定しました。なお、施設職員は24時間交代勤務で研修への参加が難しいこともあるため、県ホームページに研修動画を掲載するなど、多くの施設が感染予防について学べるよう対応します。	298施設	600施設
2-2	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査(見込み数)に対して必要な検査体制を確保できた割合	新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症の感染拡大を防止するため、検査体制を確保することから選定しました。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症の検査体制を確保・維持する必要があることから100%を維持することとしました。	100%	100%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
2-3	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）	介護度が高く、施設入所の必要性が高い在宅の高齢者が、特別養護老人ホームに入所できることが重要であることから選定しました。	入所待機者数の実績および令和4年度施設整備計画数をふまえ、今後の施設整備見込み数を勘案し、推計した令和8年度の入所待機者数を設定しました。	178人	120人
2-3	県内の介護職員数	介護サービス施設・事業所に従事する県内介護職員数（厚生労働省が発表する都道府県別介護職員数）	介護需要の増加が見込まれる中、希望される施設や在宅等サービスを提供するためには、介護職員の確保が不可欠であることから選定しました。	介護サービス見込量等に基づき推計した県内介護職員数（厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」）の確保をめざして設定しました。	32,285人 (2年度)	37,709人 (7年度)
2-3	チームオレンジ整備市町数	認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行うチームを整備した市町数	チームオレンジは、認知症サポーターや認知症の人がメンバーとなり、市町において、認知症の人や家族に対する心理面・生活面の支援等を行う重要な役割を担うことから、選定しました。	認知症施策推進大綱においても、KPI/目標として令和7年度までに全市町村で整備することが設定されていることや、市町の整備計画をふまえ、令和7年度までに県内全市町で整備されることをめざして設定しました。	4市町	29市町
2-4	健康寿命	県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して健康的な日常生活を送ることができる期間	生涯を通じて健康的な生活を送るためには、健康寿命の延伸が重要であることから選定しました。	平均寿命と健康寿命の差を縮めるため、過去5年の平均寿命の伸びを1割上回る値をめざして設定しました。	男性 78.8歳 女性 81.2歳 (2年)	男性 79.5歳 女性 81.4歳 (7年)
2-4	三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数	県と市町で推進する三重とこわか健康マイレージ事業に参加し、健康づくりに取り組む人の年度ごとの数	県と市町が協働して三重とこわか健康マイレージ事業を実施する中、主体的に健康づくりに取り組む県民の増加が、健康寿命の延伸に寄与することから選定しました。	三重とこわか健康マイレージ事業に参加して健康づくりに取り組む県民が年々増加し、年間の参加者数が現状の概ね2倍になることをめざして設定しました。	5,240人	10,000人
2-4	永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合	永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合	生涯にわたり歯と口腔の健康を保つためには、永久歯をむし歯から守ることが重要であり、乳歯が生え変わり、永久歯列が完成する大切な時期であることから選定しました。	永久歯列が完成する時期である中学1年生時において、むし歯のない者の割合を増やすため、過去5年間における毎年度の平均増加幅（1.75%）を維持し、毎年度増加させることをめざして設定しました。	67.9%	76.7%

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
3-4	HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合	監視等を実施した施設のうち、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものを含む）の割合	食品衛生法の改正により、令和3年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理を、全ての食品等事業者が導入して適切に運用しなければならないことから選定しました。	全ての食品等事業者において、HACCPに沿った衛生管理が導入されている必要があることから、100%を維持することとしました。	100%	100%
3-4	県内で献血を行った10代の人数	将来にわたり安定的な血液製剤の供給に寄与する10代の県内献血者数	少子高齢化が進む中、長期保存ができない血液製剤を将来にわたり安定して供給していくためには、若年層の献血への協力が必要不可欠であることから選定しました。	これからの献血を担う10代の献血者数を他の年代と同水準まで引き上げる必要があることから設定しました。	1,839人	2,400人
3-4	ペットに関する防災対策を行っている人の割合	飼い主に対するアンケート調査において、ペットに関する防災対策として、同行避難に向けたしつけ、餌の備蓄、所有者明示等を行っている人と回答した割合	災害の発生時、飼い主は自身とペットの命を守り、同行避難に行えるよう、日頃のしつけ、餌の備蓄、所有者明示等の準備が重要なことから選定しました。	第3次三重県動物愛護管理推進計画において、ペットの防災対策を行っている人の割合を令和7年度に60%とすることを目標としていることから、現状値から令和7年度までの増加幅を基に、令和8年度の目標を設定しました。	44.9%	64.0%
3-4	薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数	講習会等により、薬物乱用防止に関する意識の向上を図った県内小学校の数	近年、若年層における薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況となっており、できるだけ早い段階で薬物乱用防止に関する意識の向上を図る必要があるため選定しました。	薬物乱用防止に関する講習会等を、県内小学校において計画期間中におおむね2回ずつ開催することを目標として設定しました。	135校	160校